

佐賀県指定介護老人福祉施設入所指針に係るQ&A

【平成29年6月】

問1 平成27年3月31日時点で施設に入所している方が、平成27年4月1日以降に要介護1又は2に変更になった場合は、引き続き入所できるのか。

答1 平成27年4月1日より前に施設に入所している要介護者については、平成27年4月1日以降に要介護1又は2に変更になっても、引き続き入所できる。

問2 平成27年4月1日以降に入所した方が、要介護1又は2に変更になった場合は、退所しなければいけないのか。

答2 平成27年4月1日以降に入所した方が、要介護1又は2に変更になった場合は、特例入所の要件に該当するかを検討し、該当すると認められる場合には引き続き入所できる。また、この場合も保険者へ意見照会及び報告を行わなければならない。

問3 施設に入所していた要介護1又は2の方が、長期入院等により一旦退所し、退院後に元の施設に再入所を希望した場合、新規入所申込者として、特例入所対象者に該当するか否かを判断するのか。

答3 貴見のとおり。

問4 入所申込の受付を要介護3以上の方に限定してよいか。

答4 要介護1又は2の方で特例入所の要件に該当している旨の申立てがある場合には、入所申込を受け付けない取扱いを認めないこととする。

問5 保険者が意見書を作成するに際して、市町村の事務職員では判断が難しいため、介護認定審査会の委員といった専門職の意見を参考にしてもよいか。

答5 貴見のとおり。

問6 特例入所対象者は、例外的に特養の入所申込ができるというだけであり、実際の入所の判定に当たっては、要介護3以上の他の入所申込者と同じ審査基準で判断すればよいのか。

答7 貴見の通り。